

質問に対する回答

No	質問箇所	質問の概要	回答
1	仕様書 P3 第1章 第5節 業務管理	各技術者の要件について、「資格の取得後、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む）発注のごみ処理施設に係るDBO事業による施設整備及び運営事業者の選定支援業務（アドバイザー）について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、過去10年間の間に完了した業務を担当した実務経験を有する者とする。」とありますが、受注時点で資格を取得していなくても、完了時点で資格を取得していれば実績としてお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 P3 第1章 第5節 業務管理	各技術者の要件について、「資格の取得後、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む）発注のごみ処理施設に係るDBO事業による施設整備及び運営事業者の選定支援業務（アドバイザー）について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、過去10年間の間に完了した業務を担当した実務経験を有する者とする。」とありますが、ごみ処理施設に係るDBO事業のアドバイザー業務であれば、新設整備事業に限らず、基幹改良事業の実績もお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 P8 第2章 第11節 事業者選定委員会の運営支援	「各委員との連絡調整は委託者が行い」とありますが、連絡調整に加え、委員の選定も貴組合が行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。